

神奈川県立がんセンター整備運営事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき特定事業として選定しましたので、法第8条により特定事業選定における客観的評価の結果を公表します。

平成20年11月13日

神奈川県病院事業管理者
病院事業庁長 塚 秀人

特定事業の選定について

1 事業概要

本事業は、県内におけるがん医療の中核的病院として機能の強化を図り、がんに関心患者さんやその家族に対する支援、がん医療に携わる人材の育成等に取り組んでいくため、老朽化・狭あい化により都道府県がん診療連携拠点病院として求められる役割を果たしていくことが困難となってきた現在の神奈川県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）を新たに整備し、維持管理・運営を行うものである。

(1) 計画地

神奈川県横浜市旭区中尾二丁目55-1外（現運転免許試験場）

(2) 事業内容

- ア 病院運営関係
 - (ア) 統括マネジメント業務
 - (イ) メディカルアシスタント業務
 - (ウ) 物流管理運営業務
 - (エ) 検体検査業務
 - (オ) 患者給食提供業務
 - (カ) 清掃・廃棄物処理業務
 - (キ) 植栽管理・外構清掃業務
 - (ク) 保安警備業務
 - (ケ) 電話交換・館内放送業務
 - (コ) 院内保育施設運営業務
 - (サ) 施設設備保守管理業務
 - (シ) 医療機器保守点検業務

- (ス) 利便施設運營業務
- イ 新病院建設関係
 - (ア) 設計業務
 - (イ) 建設業務
 - (ウ) 医療機器・備品等調達業務
 - (エ) 開業準備業務
 - (オ) 旧がんセンター解体除却業務

(3) 事業方式

B T O (Build Transfer Operate) 方式とし、事業者は病院施設を設計・建設し、神奈川県病院事業庁（以下「病院事業庁」という。）に所有権を移転した後、病院施設の維持管理・運営を行う。

(4) 支払方法

- ア 支払方法 事業者から病院事業庁に提供されたサービス（上記（2）事業内容に記載する各業務をいう。以下同じ。）に対する対価は、サービス購入料として一体で支払う。
- イ 支払期間 20年5か月間
- ウ 支払回数 年4回とする。
- エ その他 年度毎のサービス購入料には、物価変動等の要因を反映させる。

2 病院事業庁が直接実施する場合とP F Iで実施する場合の評価

(1) 評価の方法

本件事業において、利便施設運營業務は事業者が当該収入により運営するため、P F I 事業と病院事業庁が直接実施する場合との比較において、病院事業庁の財政負担額の比較を選定理由とすることになじまないため、定性的評価は利便施設運營業務を含めて行うが、定量的評価については利便施設運營業務を除く事業について行うこととした。

(2) コスト算出による定量的評価

病院事業庁が直接事業を実施する場合の公共負担額とP F Iで実施する場合の公共負担額の比較を行うに当たり、その前提条件を次のとおり設定した。なお、これらの前提条件は、病院事業庁独自の仮定で設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

- ア 病院事業庁が直接事業を実施する場合の前提条件
 - (ア) 算定対象とする経費は、病院施設の開業費（工事監理費等）、除却工事費、建

設費、医療機器・備品等整備費、病院債支払利息、維持管理運営費、修繕費及び病院事業庁の人件費とした。

(イ) 建設費及び医療機器・備品等整備費の財源には、病院債が80%充当されるものとし、償還条件は、建設費は償還期間20年間（据置期間なし）、医療機器・備品等整備費は償還期間5年間（据置期間なし）とし、病院債の利率は平成20年の直近の利率とした。

(ウ) 開業費（工事監理費等）、除却工事費、建設費、医療機器・備品等整備費、維持管理運営費及び修繕費は関係事業者からの参考見積り、ヒアリング及び現在のがんセンターの事業実績を参考に算出した。

イ P F Iで実施する場合の前提条件

(ア) 算定対象とする経費は、病院施設の開業費（工事監理費等）、除却工事費、建設費、医療機器・備品等整備費、割賦利息、維持管理運営費、修繕費及び人件費とした。

(イ) 開業費（工事監理費等）、除却工事費、建設費、医療機器・備品等整備費、維持管理運営費及び修繕費については、神奈川県におけるP F I事業の先行事例や関係事業者からの参考見積りやヒアリング等を参考に算出した。

(ウ) 民間事業者は市中金融機関から20年間の借入を行うものとし、金利水準は最近時の20年物スワップレートを採用し、スプレッドは神奈川県におけるP F I事業の先行事例の提案実績の平均値とした。

(エ) サービス購入料の算定に当たっては、民間事業者、出資者にとっての収益性、金融機関にとっての融資金返済の安全性が十分に見込まれる事業となるよう配慮した。

ウ その他の前提条件

割引率は過去10年の10年物国債の利回りをインフレ率で調整し、2.6%とした。

エ 定量的評価結果

上記アからウまでの前提条件で、病院事業庁が直接事業を実施する場合の公共負担額とP F Iで実施する場合の公共負担額を比較すると、次表のとおりである。

項 目	金額（現在価値）	比率（削減率）
病院事業庁が直接事業を実施する場合の公共負担額	52,701百万円	—
P F Iで実施する場合の公共負担額	50,431百万円	95.7%
〃（病院債を50%導入した場合）	48,017百万円	91.1%
公共負担軽減額	2,270百万円	(4.3%)
〃（病院債を50%導入した場合）	4,684百万円	(8.9%)

（数値は割引率を用い、現在価値に換算したものである。）

(3) リスク調整（民間事業者に移転されるリスク）

本件事業において、病院事業庁から民間事業者に移転するリスクの中から工事遅延リスク、食中毒発生リスク、患者情報流出リスクといった特徴的なリスクを抽出し定量化すると、設計・建設期間及び維持管理・運営期間を通じて、総額96百万円と推計される。PFIで実施する場合の事業費には、この移転リスク相当分が含まれていることから、VFM評価上は病院事業庁が直接事業を実施する場合にも、これと同じ金額を、従来病院事業庁が負担していたリスク相当分として加算することが必要となる。

その他、定量化は困難であるが、本件事業においては、従来、病院事業庁が負担していた資金調達リスク、建設リスク及び維持管理・運営リスクを民間事業者に移転している。

(4) その他評価（PFI事業として実施することの定性的評価）

設計、建設、維持管理・運営の各業務を民間事業者が一括して受託することにより、効率的で機能的な施設運営を期待することができる。特に、医療スタッフを周辺業務に関する雑務から解放し、本来業務に専念させることで、よりきめ細やかな医療サービスの提供、医療事故防止の実現等が期待できる。利便施設運営業務についても民間事業者が有するノウハウ等を活用することにより、利用者のニーズに対応した良質なサービスを提供できるなどのサービス水準の向上が期待できる。

また、物価変動等により金額の変動はあるものの、事業費用をサービス購入料として20年間にわたり支払うため、財政支出の平準化を図ることができる。

(5) 総合評価

本件事業は、コスト比較において、PFI事業として実施することにより、病院事業庁が直接実施する場合と比較して、公共負担軽減額は2,270百万円～4,684百万円、削減率は4.3%～8.9%となる。

なお、これに特徴的なリスクを抽出して定量化したリスク調整額96百万円を加えると、合計2,366百万円～4,780百万円、4.5%～9.1%の公共負担軽減の効果が認められる。

また、定性的評価においても、民間事業者のノウハウの発揮により一定の効果が期待できる。

以上により、本件事業をPFI事業として実施することが適当であると認め、ここに法第6条に基づく特定事業として選定する。